

## 技術提案書の提出に関する公示

技術提案書の提出者を招請するので公示する。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするほか、令和８年度本予算成立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものとします。

- 1 掲 載 日 令和８年２月24日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官  
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所長  
灘岡 英一郎
- 3 担 当 部 局 〒036-8214 青森県弘前市大字新寺町149-2  
東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所  
企画課 企画係  
電話 0172-32-8457
- 4 業務内容等
  - (１) 業 務 名 令和８年度国営土地改良事業地区調査  
廻堰大溜池地区環境配慮計画作成その他業務
  - (２) 業務内容 本業務は、国営土地改良事業地区調査廻堰大溜池地区において環境配慮調査を実施し、環境との調和への配慮に関する取組計画である環境配慮計画(案)を作成するものである。
  - (３) 履行期限 令和９年３月12日
  - (４) 入札契約方式  
簡易公募型プロポーザル方式
  - (５) 本業務は、業務説明書及び技術提案書提出要請書の交付、参加表明書及び技術提案書の提出及び受領に係る確認並びに見積について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
  - (６) 本業務は参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務である。
  - (７) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。  
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
  - (８) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

## 5 資格要件、選定基準及び評価基準

### (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の測量・建設コンサルタント等のうち「A等級」で「建設コンサルタント」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

### (2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### (3) 技術提案書の提出者を選定するための基準

#### ア 企業評価

有資格者登録、当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害協定に基づく活動実績、表彰実績、再委託の内容、ワーク・ライフ・バランス等の推進

#### イ 予定管理技術者評価

予定管理技術者の資格、過去の業務実績又は実務経験、過去の業務成績、技術者継続教育に対する取組み状況、手持ち業務の状況

### (4) 技術提案書の特定のための評価基準

#### ア 管理技術者評価

予定管理技術者の資格、過去の業務実績又は実務経験、過去の業務成績、技術者継続教育に対する取組み、手持ち業務の状況

#### イ 照査技術者評価

予定照査技術者の資格

#### ウ 技術提案書評価

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、創意工夫、管理技術力、特定テーマの的確性

## 6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。

交付期間は、別表 1 ①に示す日時。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し出た者に対し、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けなかった者は、参加表明書を提出できない。

(1) 交付期間 別表 1 ①に示す日時

(2) 交付場所 3 に同じ

(3) そ の 他 CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R（700MB 48倍速）を持参するものとする。  
交付は無料とする。

## 7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

#### ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（様式13）は ファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh形式等）して、1つのファイルで提出すること。）

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 及び様式13のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

#### イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期間内に（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(2) 提 出 先 6（2）に同じ。

(3) 提出期間 別表 1 ②に示す日時

(4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表 1 ③に示す日までに書面にて通知する。

(5) 6 に示す業務説明書の交付期間、場所及び方法により業務説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された参加表明書を無効とし、非選定とする。

## 8 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

### (1) 提出方法

ア 電子入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式1のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、業務説明書に示す技術提案書の様式により提出期間内に（2）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

（2）提出先 6（2）に同じ。

（3）提出期間 別表1④に示す日時

（4）特定結果の通知方法・時期

技術提案書の特定・非特定結果については、別表1⑤に示す日までに書面にて通知する。

（5）技術提案書のヒアリングの有無 無

9 その他

（1）手続における交渉の有無 無

（2）契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行弘前代理店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（3）契約書作成の要否 要

なお、契約日は、令和8年度予算成立日以降とする。

（4）当該業務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

（6）関連情報を入手するための照会窓口

3に同じ。

（7）参加資格の確認

5（1）ウに掲げる資格の認定を受けていない者も7により参加表明書を提出すること

ができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(8) 電子入札方式

ア 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

イ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

ウ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。

（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）

(9) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))

(不当な働きかけ)

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ 公表前における技術提案書の評価点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(10) その他

詳細は、業務説明書による。

別表 1

|   |            |                                                                                              |
|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 業務説明書の交付期間 | 令和 8 年 2 月 24 日から令和 8 年 3 月 9 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで<br>ただし、最終日については午後 3 時までとする。  |
| ② | 参加表明書の提出期間 | 令和 8 年 2 月 25 日から令和 8 年 3 月 9 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで<br>ただし、最終日については午後 3 時までとする。  |
| ③ | 選定結果の通知時期  | 令和 8 年 3 月 23 日                                                                              |
| ④ | 技術提案書の提出期間 | 令和 8 年 3 月 24 日から令和 8 年 4 月 13 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで<br>ただし、最終日については午後 3 時までとする。 |
| ⑤ | 特定結果の通知時期  | 令和 8 年 4 月 24 日                                                                              |

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。